

各取引に共通する規定

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまから当行所定のこれらの預金の申込書の提出を受け、当行が通帳や証書を交付する等してこれを承諾したときは、これらの預金に係る契約が成立するものとします。

2. (適用範囲)

この規定は、当行の取り扱うすべての種類の預金を含めて共通に適用されるものとします。

3. (届出事項の変更、通帳等の再発行等)

- (1) この通帳・証書・契約の証（以下「通帳等」といいます。）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳等を失った場合の通帳等の再発行もしくは預金口座解約・元利金の支払い、または印章を失った場合の預金の払戻し・元利金の支払いは当行所定の手続きをした後に行ないます。この場合、通帳再発行手数料を申し受け、相当の期間をおくことがあります。財形預金契約の証以外の証書の再発行はいたしません。

4. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届、証書の受取欄、その他の書類に使用された印影（または暗証番号）を届出の印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当行が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

5. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所等の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がない等と判断して行った払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しや無効を主張できないものとします。

6. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

7. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第9条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第5項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

9. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続きを行ったものに限ります。(当行所定のキャッシュカードをお持ちの方はカードもご持参ください。)
- (2) 前項の解約の手続に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めています。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。ただし本項は、解約を行う口座が普通預金(決済用、貸越専用口座を含む)、貯蓄預金、納税準備預金に限り、適用されます。

(4) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が、解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第6条第1項に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害（訴訟費用や合理的範囲の弁護士費用を含みます。）が生じたときはその損害額を払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (6) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。この預金が、休眠預金となった場合は休眠預金等活用法に関する規定が適用されるものとします。
- (7) 前2項および3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳をご持参のうえ当行に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳等と届出印を持参して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前

日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭で利率が表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の期限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (準拠法令、合意管轄)

(1) 本規定の準拠法は、日本法とします。

(2) 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

13. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的、技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。

(2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き・インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

盗取された通帳を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約

1. (特約の適用範囲等)

(1) この特約は個人のお客さまの預金取引に適用されます

(2) この特約は、以下の取扱いを定めるものです。

①盗取された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合にお

ける取扱い。

②本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱い

- (3) この特約は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2.（盗取された通帳等による不正な預金払戻し等）

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、預金者本人より十分な調査が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等を盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項につ

いて偽りの説明を行ったこと

②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行が該当預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定において補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. (預金の払戻しにおける本人確認)

- (1) 預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための公的な本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

被害補償対象預金

- 総合口座 普通預金 貯蓄預金 定期預金 積立定期預金
定期積金 財産形成預金

以上

盗取された通帳を用いた預金の払戻しによる被害において預金者の重大な過失または過失となりうる場合

1. (お客さまの重大な過失となりうる場合)

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する行為であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 他人に通帳を渡した場合
- (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他お客さまに(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合。

※上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることができないため、あくまで介護ヘルパーが

個人的な立場で行った場合) などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2. (お客さまの過失となりうる場合)

お客さまの過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合。
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1) から(3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上

(令和3年3月1日現在)